第21回入善町農業委員会議事録

令和4年4月8日午後1時30分から第21回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 16名

1番 五十里 章 2番 中陣雄一 3番 寺田晴美 森下 さゆり 4番 5番 森下吉光 6番 上田幸嗣 7番 島瀬康一 8番 細田孝志 9番 小林真一郎 11番 坪野和夫 12番 鍋嶋太郎 永山美和 13番 14番 吉原有二 15番 愛場義豊 18番 長原 均 16番 田中吉春

欠席委員 1名

10番 米山義隆

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 長島 努 入善町農業委員会 係 長 腰 本 幸 代 入善町農業委員会 主 事 上 原 祐里奈 入善町農業委員会 主 事 南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第78号 農地法第5条の規定による意見進達について

日程第5 議案第79号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第80号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

日程第7 議案第81号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

日程第8 議案第82号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件

日程第9 議案第83号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について

議長(鍋嶋 太郎)

ご苦労様です。新年度に入りましたね、また1年間よろしくお願いいたします。好天が続いて農作業 日和ですが、本日は案件が多くなっております。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第21回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第9の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番小林委員と11番坪野委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。こちらの案件は、坪野委員に関係のある内容ですので、坪野委員は一時ご退席願います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は6件の申請があり、全て譲受人が同じですので、まとめてご説明します。まず、農地の所在地と譲渡人についてです。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町舟見○○外8筆の計9筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は17,363 ㎡です。譲渡人は、富山市豊田本町○○の○○さんです。

申請番号2番、入善町舟見○○の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は272 m²です。譲渡人は、入善町舟見○○の○○さんです。

申請番号3番、入善町舟見○○の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は152 m²です。譲渡人は、富山市○○の○○さんです。

申請番号4番、入善町舟見○○の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は929 m²です。譲渡人は、黒部市宇奈月温泉○○の○○さんです。

申請番号5番、入善町西中〇〇の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は102 m²です。譲渡人は、黒部市宇奈月町下立〇〇の〇〇さんです。

申請番号6番、入善町西中〇〇の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は67 ㎡です。譲渡人は、入善町福島〇〇の〇〇さんです。

申請番号1~6番の譲受人は、入善町下山1111番地の坪野 智則さんです。

申請農地は、今後譲受人が耕作することとなり、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車で約10分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が25年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年50日にわたり従事していて、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、申請番号1~6番を合わせると、譲受人の当該農地取得後の経営面

積は、64,216 m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸に は当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における 農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を 満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると 考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上6件です。よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

愛場委員

申請地には仲間田も含まれていて所有者は6人おり、手続きに関して相談を受けていました。とある農家に渡す話がついたということで、確認しました。以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第77号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第78号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第78号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請地は、入善町上野字八幡〇〇、台帳地目は田、現況地目は宅地、面積は82㎡の1筆。 申請者は入善町目川〇〇の〇〇さん。転用目的は「店舗敷地」です。

申請者の〇〇さんは、申請地周辺のアパート入居者や近隣住民への利便性の向上のために、コインランドリーを建築することとし、申請地は昭和45年頃からすでに宅地として利用されていた土地でしたが、一部に転用されていない農地があったため、始末書をつけて今回の申請に至りました。

排水等につきましては、下水道は町道入善幼稚園線に埋設してあります本管に接続し、雨水につきましては県道とコインランドリー建設予定敷地の間に設置してあります排水路へ流す予定です。

農地区分は第3種農地で原則許可のため、農地の区分と転用目的には問題はありません。

申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域外となり、除外は不要です。入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は寺田委員に頂いております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

寺田委員

○○の社長が書類を持っていらっしゃいました。現場も確認しましたが、周りは更地ですし問題ありませんでしたので、確認印を押しました。以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第78号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第79号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第80号、 農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたしま す。

事務局

議案第79号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和4年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、15件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請も

ありますので、議案第80号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和4年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとすることとなっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区1件、6筆、14,812m²

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区2件、5筆、9,987㎡

椚山地区1件、1筆、2,747㎡

横山はありません。

舟見地区2件、3筆、5,939㎡

野中地区はありません。

以上、新規設定の合計は、6件、15筆、33,485㎡です。

続いて再設定です。

入善地区1件、1筆、1,757m²

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区2件、12筆、25,420㎡

新屋地区2件、6筆、16,047㎡

椚山地区3件、3筆、1,737㎡

横山地区はありません。

舟見地区1件、1筆、1,541㎡

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、9件、23筆、46,502㎡です。

新規設定、再設定の合計は、15件、38筆、79,987㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用 地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合してい ると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進 に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める 農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、

該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第79号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第80号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、議案第81号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局

受付番号1番。除外願出者は入善町青木〇〇の〇〇さん外5名、譲受人は、入善町入膳〇〇の〇〇です。除外対象地は、青木地区青木〇〇外5筆の計6筆、地目は田、合計面積は5,392.2㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

○○は、商工業振興条例に基づき、工業振興及び雇用機会の拡大のため、町内既存企業等に対して積極的に支援を行っています。今回、○○から、新たな駐車場用地取得の協力要請を受け、町が用地を取得し造成工事を行ったのち、○○に譲渡を行うため、必要となる農地について農振除外申請を行うものです。

農用地区域からの除外理由についてですが、○○は、プラスチック製品を生産する企業で、新型コロナウイルス感染症の拡大を機とした更なる需要増を見込んでいます。しかし、既存の生産スペースでは生産量拡大が難しく、既存の駐車場敷地での新工場建設が必要となることから、これに代わる新たな駐

車場を確保するものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

当該変更に係る土地は約5,392㎡で、隣接する除外済地とあわせて9,398㎡を利用する計画です。これは従業員駐車場251台分、物流用大型トラック11台分の待機スペース及び緑地等として利用するための必要最小限の面積であることから、必要かつ適当であると認められます。さらに、従業員用の駐車場であり、生産性や福利厚生の観点から既存地の隣接地に確保する必要があること、隣接地において、必要面積を確保できる農地以外の土地がないことから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存地に隣接し、集団的農用地の 規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用 機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たす と考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地の一部は、担い手(所有等農地面積約49へクタール)が賃貸し農業経営を行っている農地でありますが、除外後においても所有等農地は合わせて49へクタールを維持する(農業経営面積0.2%減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稲を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められます。

なお、当該担い手の同意や、当該担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼさない旨農業委員 会の意見も得られています。

農振法第13条第2項第4号の要件について、雨水排水は駐車場及び緑地部分に調整池としての機能を 持たせ、排水量を調整したうえで既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路 等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、国営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして受付番号2番。除外願出者は入善町下飯野新〇〇の〇〇さん、借受人は入善町五十里〇〇の〇○さんです。除外対象地は、飯野地区五十里〇〇の1筆、地目は畑、面積は186㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人は、申請人が所有する宅地の一部を駐車場として借用していたところ、この宅地が売却されることになったことで、代わりとなる駐車場が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は、自宅敷地内に車両2台分の駐車場所を確保していますが、来客時や冬季の積雪時期には自宅への進入が困難となるため、申請人が所有する宅地の一部を駐車場として借用していました。しかし、この宅地が売却されることになったため、代わりに申請地を駐車場とする計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は186㎡と、自家用車3台の駐車スペース及び雪捨て場として利用するための必要最小限の面積です。自宅を起点に、現駐車場と同等距離の半径50m以内で検討したところ、利便性が保たれる申請

地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件について、雨水排水は自然浸透とし、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして受付番号3番。除外願出者は入善町一宿〇〇の〇〇さん、借受人は入善町上飯野〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、小摺戸地区一宿〇〇の内の1筆、地目は田、面積は290㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由について、借受人は、現在共同住宅に住んでいますが、子育てに備えて実家近くに自己の住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は、現在共同住宅に住んでいますが、子育てに備えて両親の協力を得る、また生活面での援助 関係を保つため、実家近くに自己の住宅を建設する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は290㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭、及び通路として利用するための必要最小限の面積であり、下水道にも接続が可能です。申請地は、実家を起点に半径300m以内で、申請人の所有地の中から選定しました。検討範囲内には、住宅団地などの売地や開発予定地はなく、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手(所有等農地面積約32へクタール)が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は290㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて32へクタールを維持する(農業経営面積0.09%減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稲を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件について、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は 既存の用悪水路に排水することから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす おそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。 最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんぱい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外3件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林委員

受付番号3番は、田の一部を分筆するものですので、住宅が建った後も耕作に支障がないよう、特に 耕作者との調整をしっかり行う必要があると思います。

事務局

農振除外の申請前に、耕作者の方には同意をいただいております。

議長(鍋嶋 太郎)

その段階で、農作業用の通路を設けるだとか、具体的な工事内容についての話し合いがなされている場合がほとんどだと思っておりますが、農地の出し手と受け手との相対では話しにくい場合もあると思います。農地転用の段階では農業委員の現場確認が必要となりますし、農業委員が仲介したり相談に乗ったりと何らかの形でサポートしていきましょう。

議長(鍋嶋 太郎)

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第81号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議 ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第8、議案第82号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を議題 といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第82号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について、次のとおり決定を求めます。

- 1 別段の面積 (1) 空き家に付随した農地の別段の面積については、0.1aとする。(2) 空き家に付随した農地以外の農地の別段の面積については、定めないこととする。
 - 2 1の(1) 空き家に付随した農地に係る別段の面積の取り扱いについては、別に定める。 令和4年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

議案書の次のページ「別段の面積について」と書かれた資料をご覧ください。

農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が50a以上となる必要がある、と規定されています。これがいわゆる5反歩要件です。平成21年12月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められております。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、別段の面積について確認したいと思います。

農地法施行規則第17条の規定により、区域内において、耕作放棄地など、適正に管理されない農地が相当数存在する場合は、地域の実情に応じて、別段の面積を設定することができます。入善町では、農家の高齢化や空き家の増加によって、適正に管理されない農地が点在する現状を鑑み、令和3年度から、農地付き空き家制度を導入しました。別段の面積の設定区域を、町の空き家バンクに登録した空き家に付随した農地に限定し、その下限面積を0.1aに引き下げることで、空き家と農地をセットで取得できる体制としております。

令和4年度も引き続き、「農地管理人の獲得」及び「遊休農地の発生防止」の観点より、空き家バンクに登録した空き家に付随した農地に限り、一定条件を満たす場合、農地法における別段の面積を 0.1a としたいと思います。

続きまして、空き家に付随した農地以外の農地について、です。入善町内の状況を見てみますと、2020年農林業センサスによると、全農家数 611 戸のうち、50a 未満の農家数は 42 戸ですので、経営面積 50a未満の農家数の割合は、6.9%となります。また、遊休農地の面積は、令和 3 年度末現在で 2,907 ㎡となっております。農地の流動化率については、こちらも令和 3 年度末現在で、69.0%であり、認定農業者数は 116 経営体となっています。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっています。したがって、農地の権利取得の下限面積について、空き家に付随した農地以外で50a以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「空き家に付随した農地以外の農地については、別段の面積を定めない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第82号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第9、議案第83号、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第83号、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)を、別紙のとおり公表することについて、当委員会の承認を求めます。令和4年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋 太郎。

令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとなりました。これまでも毎年総会で図っておりました、目標及びその達成に向けた活動計画に代わるものであります。

それでは、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について説明します。16ページをご覧ください。

まず、「I農業委員会の状況」についてです。農業委員会の現在の体制については、令和4年4月1日 現在の委員数を記載しており、農家・農地等の概要については、農林業センサス、耕地及び作付面積統 計に基づいて記載しております。

次に17ページ、「Ⅱ最適化活動の目標」についてです。

令和4年3月末現在の管内農地面積は3,830.0haで、集積面積は3,254.0ha、集積率は85.0%となりました。課題としては、今後も農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。目標については、今年度の目標集積面積累計は3,305ha,集積率は86.3%としました。次の遊休農地の解消については、現在は緑区分の1号遊休農地が0.3ha、目標については、その1号遊休農地0.3haの解消です。

次に18ページ、新規参入の促進についてですが、現状は新規参入経営体はおらず、課題としては新規 就農のための初期投資に係る経費や農地の確保が難しいことがあげられます。目標面積については、過 去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入という指示どおりであります。

次に、最適化活動の活動目標でありますが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数がひと月あたり、少なくとも10日となるようガイドラインに沿ったものであります。また、活動強化月間の目標設定として、4月から6月を遊休農地が発生しないよう巡回することとします。令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)については、以上です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第83号、令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございませんか。それでは、 事務局から何かありますか。

事務局

本日は複数の配付物がありますので、ご確認をお願いいたします。まずは、3月16日に開催された県の研修会の欠席者用資料、「地域まるっと中間管理方式」とは?の冊子、相続登記義務化等のパンフレット、アグリとやま、そして新しい活動記録簿です。活動記録簿の使い方ですが、こちらはなるべく毎日ご記入ください。普段農作業されているなかでの農地の見回り活動が、最も取り組みやすいかと思います。町農業委員会の目標としては、月に10回以上の活動としたいと思っております。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第21回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年5月9日月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時55分)